

22監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年1月14日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月4日

福岡市監査委員 石川 浩二郎
同 中山 郁美
同 石井 幸充
同 大松 健

1 監査報告と措置の件数

21監査公表第13号（平成21年9月7日付 福岡市公報第5670号 公表）分

・・・4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

21監査公表第13号（平成21年9月7日付 福岡市公報第5670号 公表）分

1 出資団体監査

(1) 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会

監査の結果	措置の状況
<p>(工事監査)</p> <p>監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。</p> <p>施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成19年度「大井中央公園芝張工事」 (契約金額1,484万5,950円)</p> <p>本工事は、当初、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等ではないため「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当しなかったが、施工内容の変更に伴い特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事が発生したために同法に規定する対象建設工事に該当することとなった。発注者は、工事に着手</p>	<p>財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する適正な施工管理及び契約事務については適正な事務処理を行うよう関係職員に対し周知徹底を図るとともに、施工管理及び契約事務に関する研修を行った。(研修日：H21.9.17)</p>

<p>する日の7日前までに同法第10条等の規定に基づき届出書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、届出書を提出していなかった。</p> <p>また同法第13条に基づき工事請負契約の当事者は再資源化等に要する費用等を書面に記載し相互に交付しなければならないこととされており、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、費用等の発生見込みがない旨の書面は交付されていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物が新たに発生したにもかかわらず、書面の記載内容について変更がされていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(公園・街路樹維持課)</p>	
--	--

(2) 福岡北九州高速道路公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(工事監査)</p> <p>ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成16年度「第503工区(片江)高架橋下部工新設工事(その1)」</p> <p>(契約金額19億6,194万6,000円)</p> <p>福岡北九州高速道路公社の積算基準によると、区画線工の設計積算については全体施工規模が標準未満の場合は、標準の場合の単価を率で加算となっている。しかし、本工事では全体施工規模が標準であるため加算する必要がないにもかかわらず、区画線工の一部について加算していた。また、既存道路の切替を数回行っており区画線設置を必要としていたが、設計変更において一部の区画線数量を誤って二重に計上し設計積算していた。その結果、過大な設計となっていた。</p>	<p>福岡北九州高速道路公社に対し、適正な設計・積算を図るよう指導を行った。</p> <p>同公社では、設計積算時のチェック項目と設計者、精査者の業務分担を明確にした「設計・積算精査チェックリスト」を作成し、チェック機能の強化が図られたところである。</p>

<p>今後は、適正な設計積算を図られたい。 (工事課)</p>	
<p>イ 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成 19 年度「電気施設改良工事（F19-2-西月隈）」 (契約金額 6,184 万 5,000 円) 本工事の設計において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中でケーブル端末処理材の単価を誤って積算していたことを理由に、工事内容の変更に関わりのない単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。 請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。 なお、同様の契約変更内容については前回の監査でも注意を行っており、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。 (施設課)</p>	<p>福岡北九州高速道路公社に対し、不適切な変更を行わないよう指導した。 同公社では、設計者、精査者の業務分担を明確にした「工事施行伺審査確認表」を作成し、チェック機能の強化を図るとともに、関係職員に対し再発防止に努めるよう周知徹底が図られたところである。</p>
<p>ウ 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成 18 年度「第 503 工区（梅林～野芥）高架橋しゃ音壁新設工事（その 3）」 (契約金額 1 億 2,782 万 7,000 円) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第 11 条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。 また、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを改</p>	<p>福岡北九州高速道路公社に対し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき適正な事務処理を行うように指導を行った。 同公社では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する「事務処理フロー」を分かり易く見直し改訂するとともに、「建設リサイクル法関連の事務処理に関するチェックリスト」を作成し、チェック機能の強化が図られたところである。</p>

更するとき、変更内容を書面に記載しなければならないこととされている。当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物数量が変更になったにもかかわらず、書面の記載内容について変更が生じているかどうか検討がされていなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(設計調整課, 工事課関連)